

福生市史資料編（近世1）の内容と特色

馬場憲一

一九六〇年代からはじまつた東京都の多摩地区での市町村史編纂事業は現在進行中のものを含め、あと数自治体を残すのみとなつてゐるが、その中に福生市史の編纂事業もある。

三給支配の村落で、村高は五一六石余、戸数一四五軒、人口五九六人を有し、ともに畑作を中心とする純農村であった。

本書はそれら両村に関わる近世史料を中心に収録し、全体の構成は次のようになつていていた。

第一章 村の概要

第一節 神光仏言夢物語

第二節 村明細帳

第二章 支配

第三章 村政と村の生活

第一節 村役人

第二節 村議定

第三節 村入用

第四節 村方出入・事件

ところで、近世の福生市域には福生・熊川の二ヶ村が存在していた。両村とも多摩川左岸の河岸段丘上に立地し、江戸日本橋から十里半・十二里の距離に位置していた。戸戸時代中期の福生村は幕領で村高八五九石余、戸数二三二軒、人口八三一人。一方、熊川村は幕領と旗本領から成る

第四章 戸籍と人口

第一節 宗門人別帳

第二節 家と相続

第三節 戸籍の異動

解題

このように大きくは四つの章と九つの節に従い収載史料の分類が行なわれ、史料は各節ごとに編年順で配列されている。そして各節のはじめには収載した史料の概要について簡単な「解説」が施され、また巻末の「解題」には福生市内の近世史料調査の経緯と本「資料編〈近世〉」刊行の意味、および収録史料の説明が行なわれ、本書利用の上で大いに参考となる。

さて、第一章の第一節に収録した「神光仏言夢物語」という史料は、近年、旧熊川村の旧家から発見されたもので、福生村に関する記述部分を抜粋し掲載している。この史料は安永二年（一七七三）に記述され慶応二年（一八六六）に書写された著書であるが、近世福生村の成立とその様子が概観できる貴重なもので、一村落の歴史を日本史の展開の中に位置づけようとする史観で綴られており、この点からも注目される史料である。

つぎに第二節の「村明細帳」には村差出明細帳、村鑑帳、村内様子取調帳などの名称を持ち、近世村落の概要を簡潔に知ることができる史料十五点が収録されている。福生村

に関する村明細帳は享保十九年（一七三四）を初出とし明治二年（一八六九）まで八点、熊川村の場合は宝曆十年（一七六〇）を上限とし明治元年まで七点が収録されていて、これら史料を通して各村の概観とその変遷を知ることができる。特に寛政十二年（一八〇〇）正月の「村内様子取調帳」は勘定所役人の幕領見分の折に作成されたものであり、三給支配の熊川村の村況が極めて詳細に書き上げられている。またこの史料の文末にはこの時の廻村の心得や経路などを記されており興味深い内容を含んでいる。

第二章は「支配」関係である。収録された史料の内訳は福生村に関連するもの五七点、熊川村の幕領分が三八点、同旗本領分が六点で計一〇一点が所収されている。これを時代的にみていくと熊川村に所領を与えられていた旗本田沢氏の正徳二年（一七一二）七月「知行目録村高」を上限とし、慶応四年（一八六八）八月の賊徒取締方達書を下限としているが、一七〇〇年代の史料は僅か三点で、大半が一八〇〇年以降の近世後期から幕末にかけての史料で占められている。それらを内容的にみていくと、天保飢饉関連のもの、將軍代替りに伴ない派遣された天保九年の巡見使応接関係の史料、天保改革に際し発せられた触書、ペリー来航後の海防と在方取締りの触書、横浜開港後の積出し荷物制限の達書などで、幕末の内憂外患状況を反映する布達類が多く収録されている。なかでも長州出兵に関わる軍役

上納金や旗本家族の疎開に關し旗本家人から熊川村名主宛に發せられた書簡、一四代將軍家茂上洛に伴ない東海道藤沢宿まで福生村名主が警護に出向いた記録、横須賀製鉄所建築資材調達のために來村する幕府役人とフランス人への対応を命じた廻状などは幕末の政治状勢が直接地域に影響を与えたことを示す史料であり、地域史研究の上からも興味深い内容を含んでいる。

第三章の第一節は領主と農民の接点に立ち、村落運営を取り仕切った「村役人」に関する史料（一六点）である。まず福生村と熊川村の名主役交代の折に惣百姓が連印して新たに就任した名主宛に提出した議定書と、惣百姓が名主役交代を支配役所に願い出た時の連判書が六点収録されている。名主役交代に関してはこのほか文久三年（一八六三）福生村に隣接する石畠村（現、西多摩郡瑞穂町）で名主の跡役が決まらず、福生村名主十兵衛に石畠村の名主を兼帶させることを支配代官宛に願い出た珍らしい文書も所収されている。ところで熊川村旗本領では天明八年（一七八八）村役人の「年貢二重取り」など私欲押領をめぐって惣百姓から領主に対し訴えが起され、三年にわたって争論が続いている。この事件に関する文書は系統的にまとまって収録されており、事件の全容を理解できるような配慮がなされている。特にそれらの文書は近世中期以降、各地で頻発する村方騒動関連の史料であり、今後の研究の上で役立つこと

ができる。

第二節は「村議定」関係史料である。ここには村落共同体を維持するために農民自らが作成した種々の規則が所収されている。収録史料の内容をみると日常生活全般にわたる村中議定書をはじめとし、天保七年（一八三六）十一月、青梅・所沢・村山あたりの米屋打ちこわしの呼びかけに応じない旨を規定した福生村農民の議定連印帳や、屋根替え用の萱を猥りに刈り取らないことを議定した連印帳など多岐にわたっている。特に青萱の刈り取り禁止の議定にあたっては広く多摩川左岸の村々とも村議定を取り交しており、必要に応じ周辺村々とも生活防衛のため手を取りあつていた様子がわかる。

第三節には村方経費の支出を記録した村入用帳六点を掲載している。福生村の村入用帳は享和四年（一八〇四）のもの一冊であるが、残りは享和三年以降の熊川村幕領分四冊と同村三給地の村入用帳である。史料の収録にあたってやや片寄りもくないが、それら村入用帳の記載事項の中には寺社への勧化・代參、尾州鷹場、玉川上水、八王子千人同心扶持米などの賄経費もみられ、それら村入用帳の分析から近世後期における福生・熊川両村の地域的な特徴をうかがうことができる。

第四節の「村方出入・事件」では村落で起つた様々な争いや対立に關わる史料を収載している。それらの中には心

得違いで名主が山林の樹木を伐採した事件、八王子千人同

心が関係した村方での打擲事件、他村村役人の不埒事件などに關する文書や、文久二年（一八六二）三月六日暁七時時に福生村の肥小屋から出火し同村の居宅十六軒を類焼した大火の被害状況を書き上げたものなど興味ある史料が収録されている。また、「武州世直し一揆」関係の史料（七点）は特に福生・熊川両村を一揆勢が通過し、農民六名が逮捕されるなど事件に直接関係していただけに緊迫した情勢を伝えるものが多い。

第四章の第一節には「宗門人別帳」が収載されている。福生・熊川両村ともに近世後期から明治初年にかけてほぼ

欠けることなく宗門人別帳が伝存していたが、収録にあたっては利用に配慮し、熊川村については三給支配であったので近接した年代のもの三冊を別々に取り上げ、福生村については天保飢饉前後のもの三冊を掲載している。このため、それら史料の分析から文化・天保期の福生市域に在住していた農民たちの家族構成、持高別にみた階層構成などを全容を明らかにすることができる。

第二節には「家」の相続に関するもの、第三節は戸籍異動に關係する史料をそれぞれ収録している。具体的には人別送り状をはじめ家出・欠落・奉公人などの請状で、個別に検討していくことにより、この地域の人の動きや社会的な状況についても詳細に知ることができる貴重な史料であ

る。

以上、収載史料の内容と特色をみてきたが、通覧して編者が史料の選択にあたり、どのような史料が最も的確にその地域の歴史を物語っているのか、そのことを常に念頭に置きながら作業を進めてきているということを強く感じた。

多量に伝存してきている近世史料は史料集として刊行する場合、編集者はどの史料を選択するかに常に悩まされるところである。まして、自治体史となると史料集の中から如何にして市民に我が町の歴史を読みとつてもらうのか、限られた時間と予算の中でその編集に苦心するところである。

本書はその意味からすると構成といい、収録された史料の内容といい実に効果的に編集されていて、市史を理解する上での基本史料集として大いに活用することができる。

同時に多摩近世史研究の中にあってどちらかというと、今まで研究の立遅れがうかがわれた多摩川中流域村落の歴史解明にとって貴重な一書の刊行と位置づけることができるので、意義ある本書の出版を喜びたい。末筆ながら本書の刊行にご尽力された編者の北原進氏と関係者各位の労苦に対して敬意を表したい。

（ばば・けんいち 東京都教育学芸員 八王子市在住）